

## メルペイ「キャッシュレス・消費者還元事業」に関する特約

※メルペイ「キャッシュレス・消費者還元事業」に関する特約（以下「本特約」といいます。）は、経済産業省の提供するWEBサイト「キャッシュレス・消費者還元事業（<https://cashless.go.jp/>）」並びに「キャッシュレス決済事業者登録要領（[https://cashless.go.jp/assets/doc/kessai\\_tourokuyouryou.pdf](https://cashless.go.jp/assets/doc/kessai_tourokuyouryou.pdf)）」及び「加盟店登録要領」（[https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten\\_tourokuyouryou.pdf](https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf)）（これらを総称して、以下「登録要領」といいます。）に基づき作成されたものです。メルペイサービスの申込みに際しては、登録要領をご参照の上、本特約の内容を理解した上でお申込みください。

本特約は、株式会社メルペイ（以下「弊社」といいます。）と、弊社が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所へ掲示する加盟店規約（外部加盟店用）（以下「本加盟店規約」といいます。）を内容とする加盟店契約を締結した加盟店のうち、加盟店登録事業者（第1条に定義されます。）の登録申込みを行った中小・小規模事業者等（第1条に定義されます。）に対して適用されるものです。本特約は、本加盟店規約の一部を構成するものとし、本特約と本加盟店規約が矛盾抵触する場合には本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本加盟店規約が適用されるものとし、また、本特約における用語の定義は、第1条において定める場合のほか、本加盟店規約及び登録要領に定めるところによります。

### 第1条 定義

#### 1. 定義

本特約において、以下の用語は、別途定義されている場合及び文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有するものとし、

- (1) 「本事業」とは、登録要領に定める、経済産業省が主導する「キャッシュレス・消費者還元事業」をいいます。
- (2) 「補助金事務局」とは、登録要領に定める、本事業の執行を行う補助金事務局又は経済産業省をいいます。
- (3) 「中小・小規模事業者等」とは、登録要領に定める、本事業の加盟店登録の対象となる中小・小規模事業者等をいいます。
- (4) 「加盟店登録事業者」とは、本事業の対象として、登録要領に定める加盟店登録を行った中小・小規模事業者等をいいます。
- (5) 「キャッシュレス決済」とは、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段をいいます。
- (6) 「キャッシュレス決済事業者」とは、一般消費者に対して、キャッシュレス決済を提供する事業者をいいます。
- (7) 「ポイント等による消費者還元」とは、キャッシュレス決済事業者が、決済額に応じたポイント等付与で一般消費者に対し決済額の一部を還元することをいいます。
- (8) 「補助金」とは、本事業におけるポイント等による消費者還元の実施のための経費を補助する目的で弊社から加盟店登録事業者に付与される補助金をいいます。
- (9) 「補助金対象取引」とは、本事業の実施期間内にメルペイサービスを利用して、加盟店登録事業者が一般消費者と行った取引のうち、登録要領に消費者還元補助の対象外及び加盟店手数料補助の対象外となる取引として定められる取引並びに第10条第1項に定める取引を除く取引をいいます。

### 第2条 加盟店登録申込み等

1. 弊社との間で本加盟店規約を内容とする加盟店契約を締結しようとする加盟店希望者のうち中小・小規模事業者等に該当する加盟店希望者は、本加盟店規約のほか、本特約及び本事業の内容を承諾した上で、本加盟店規約第3条の規定に従い、加盟店契約の申込みを行うものとし、当該加盟店希望者が、加盟店契約の申込みを行う場合、本特約に同意した上で加盟店契約を申し込みます。
2. 弊社との間で本加盟店規約を内容とする加盟店契約を締結している加盟店のうち、中小・

小規模事業者等に該当する加盟店は、弊社所定の方法で、本特約に同意した上で、加盟店登録事業者の登録の申込みを行うものとします。

3. 弊社は、前2項の規定に基づき、本特約に同意した中小・小規模事業者等に該当する加盟店（以下「本事業対象加盟店」といいます。）については、弊社に対し、加盟店登録事業者の登録申込みを行ったものとみなします。
4. 弊社は、前項の規定に基づき、加盟店登録事業者の登録申込みを行った本事業対象加盟店について、弊社の取引基準並びに第3条及び登録要領に定める登録要件に基づく審査を行い、適格と判断した場合、補助金事務局に対し、本事業の加盟店登録を行うものとします。なお、加盟店登録事業者の登録が決定した場合、その旨を弊社又は補助金事務局から、弊社所定の方法又は登録要領に定める方法等により本事業対象加盟店に通知するものとします。

### 第3条 登録要件

本事業対象加盟店は、加盟店登録事業者の申込み時のみならず加盟店登録事業者登録中も常に、以下の要件をすべて満たすものとします。万が一、加盟店登録事業者登録中に以下の要件を一部でも欠くことになった場合には、本事業対象加盟店は、当該本事業対象加盟店に対する本事業の停止、登録要領に定める本事業の加盟店登録の取消し、本事業対象加盟店が受領した補助金の返金を弊社が求める場合があることを予め承諾するものとします。

- (1) 日本国内で事業を営む以下の各号に定めるいずれかの中小・小規模事業者等であること
  - ① 中小・小規模事業者等が法人の場合、日本国内に拠点を置き、日本国内で事業を営む者であること
  - ② 中小・小規模事業者等が個人事業主の場合、日本国内に居住し、日本国内で事業を営む者であること
- (2) 本事業を継続的に実施する安定的な事業基盤を有していること
- (3) 開業届、納税証明書等の営業の実態を確認できる書面を弊社に対して提出すること
- (4) 経済産業省の所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと
- (5) 法令順守上の問題を抱えている者ではないこと
- (6) 弊社へ提出された申請や報告の情報が、事前告知を行わず、国又は補助金事務局から公表される場合（統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む。）があることに同意すること
- (7) 弊社を通じて補助金事務局に本事業対象加盟店が本事業の要件を満たしていることが証明できる証憑を提出すること
- (8) 本事業に関する内容等について、国又は補助金事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力すること
- (9) 別途補助金事務局が定める「宣誓事項」に同意し、遵守すること
- (10) 加盟店対象事業者になることを目的として、本事業の対象期間に限って、意図的な資本金の減資、従業員数の削減等を行っていないこと
- (11) その他登録要領に定められた登録要件に定める条件を充足すること（本事業の目的・趣旨から適切でないことと経済産業省及び補助金事務局が判断する者でないこと、その他登録要領に本事業の登録対象外として定められた者でないことを含む。）

### 第4条 本事業対象加盟店情報

1. 本事業対象加盟店は、弊社又は補助金事務局が指定する加盟店登録事業者の登録に必要な情報を遅滞なく弊社に提供するものとします（以下、本事業対象加盟店が弊社に提供した情報を「本事業対象加盟店情報」といいます。）。なお、本事業対象加盟店は、弊社又は補助金事務局が指定する加盟店登録事業者の登録に必要な情報が随時変更又は追加される場合があることを予め承諾するものとします。
2. 本事業対象加盟店が加盟店登録事業者の登録に必要な情報を提供しない場合又は本事業対象加盟店情報の提供が遅滞した場合に、本事業対象加盟店に生じた一切の損害について、弊社は賠償責任を負わないものとします。
3. 本事業対象加盟店は、本事業対象加盟店情報について変更が生じた場合には、直ちに弊社所定の方法で最新の情報を弊社に提供するものとします。

4. 本事業対象加盟店は、本事業対象加盟店情報が正確かつ最新であること及び第三者の権利を侵害していないことを表明し保証します。
5. 本事業対象加盟店は、弊社が、補助金事務局、本事業に登録したキャッシュレス決済事業者及びその委託先に本事業対象加盟店情報を提供することを予め承諾するものとします。
6. 本事業対象加盟店は、弊社又は補助金事務局が本事業対象加盟店の広告宣伝又は本事業を推進する目的等で本事業対象加盟店情報を利用すること（加盟店登録事業者として公開することを含む。）を予め承諾するものとします。

#### **第5条 加盟店手数料**

加盟店登録事業者登録中及び加盟店登録事業者登録終了後の加盟店手数料は、本加盟店規約に定めるとおりとします。

#### **第6条 補助金の付与方法**

1. 本事業対象加盟店は、加盟店登録事業者登録中に行われた補助金対象取引については、メルペイサービスにおいて自動的にポイント等による消費者還元が実施されることを予め承諾するものとします。
2. 弊社は、加盟店手数料から、加盟店手数料に登録要領に定める補助率を乗じた金額を差し引いた金額を本事業対象加盟店から受領することをもって補助金の付与を行うものとします。

#### **第7条 加盟店登録事業者への支払い**

弊社から本事業対象加盟店へのサービス代金の支払いは、本加盟店規約に定めるとおりとします。ただし、本事業に適合するため本加盟店規約と異なるスケジュールで支払われる場合には、弊社が所定の方法で別途提示する支払いスケジュールによるものとします。

#### **第8条 補助金対象取引のキャンセル**

本事業対象加盟店は、補助金対象取引がキャンセルになった場合、直ちに弊社へ報告するものとします。なお、当該本事業対象加盟店が既に補助金を受領していた場合、弊社へ当該補助金を返金するものとします。

#### **第9条 本事業対象加盟店の義務**

1. キャンセルの場合等、補助金の交付に係る原因取引が消滅した場合に、ポイント等による消費者還元がなされないよう弊社を通じて補助金事務局に当該事実を報告するものとします。
2. 登録要領に定める不当な取引（以下「不当な取引」といいます。）の防止を適切に行うものとします。
3. 本事業対象加盟店に帰責する不当な取引によって、弊社に損失が生じた際に、弊社の損失額に相当する金額を弊社に支払うものとします。
4. 消費者が取引を行う際に本事業に参加をしている加盟店登録事業者であることがわかるポスター等の掲示、その他の補助金事務局の指示に従った表示を行うものとします。
5. 補助金事務局が行う需要平準化対策効果やキャッシュレス化の推進状況等の調査等に協力するものとします。
6. 第3条及び登録要領に定める登録要件に該当しなくなった場合、速やかに弊社を通じて補助金事務局に連絡を行うものとします。
7. 本事業対象加盟店が自らも顧客に対しポイント等による消費者還元を行っている場合、当該ポイントと本事業により還元されるポイントを分けて表示する等、補助金事務局の定める表示規制を遵守するものとします。
8. 「キャッシュバック」や「現金還元」といった消費者に誤認を与えるような表示は行わず、「ポイント還元」と表示するものとします。
9. 補助金対象取引と本事業の対象でない取引が混在する場合、本事業の対象でない取引には、補助金対象取引と本事業の対象でない取引を一つの決済で混在させる形式でメルペイサービスを利用した決済を行わないものとします。

#### **第10条 禁止行為**

1. 本事業対象加盟店は、以下の事項を行ってはならないものとします。
  - (1) 他者のキャッシュレス決済手段を用いて決済をした結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品が同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態が無いにも関わらず、当該取引を根拠として自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業における消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (5) 補助金対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象でない取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であることを申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
  - (7) 法令、本事業対象加盟店が別途遵守すべき規定等（第9条に定める義務を含みます。）及び社会通念に反する取引を行うこと
  - (8) 本事業の対象でない取引のみを行うこと
  - (9) その他弊社又は補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引を行うこと
2. 弊社が補助金事務局から前項に該当することが疑われる取引に係る調査指示を受けた場合には、本事業対象加盟店は弊社、行政当局、補助金事務局又はそれらの委託先等が行う調査に協力するものとします。
3. 補助金事務局が、本事業対象加盟店が前項に該当する取引を行ったまたはそのおそれがあると判断し、弊社に対し、補助金の返金を要求した場合、当該本事業対象加盟店は、弊社から受領した補助金を直ちに返金し、年10.95%の加算金を弊社へ支払うものとします。その場合、補助金事務局及び弊社は、直ちに当該本事業対象加盟店に対するメルペイサービスの提供停止及び加盟店登録事業者登録を取り消すことができ、自己に生じた損害について、当該本事業対象加盟店に損害賠償請求ができるものとします。
4. 本事業対象加盟店が本条第1項に該当した場合、当該本事業対象加盟店は、弊社が、補助金事務局、本事業に登録したキャッシュレス決済事業者及びその委託先に本条第1項に該当した取引内容及び当該本事業対象加盟店の本事業対象加盟店情報を提供することを予め承諾するものとします。

#### 第11条 フランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者等

1. 本事業対象加盟店が、以下のフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者等である場合、決済端末補助及び加盟店手数料補助の対象外とし、購買に対する消費者への還元額を取引代金相当額（税込）の2%とする等、個別の中小・小規模事業者等とは別途の取扱いをすることを予め承諾するものとします。
  - (1) フランチャイズ本部に該当する事業者（本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者をいいます。）とおおむね次のような事項を含む契約を結ぶ者
    - ① 加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの
    - ② 営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導等に関するもの
    - ③ 上記に関連した対価の支払に関するもの
    - ④ フランチャイズ契約の終了に関するもの
  - (2) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）」に基づき、経済産業大臣の登録を受け、揮発油販売業を行う者
2. フランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者等における消費者への還元率等は、登録要領に定めるとおりとします。

3. 本事業対象加盟店は、本事業対象加盟店の事業所での取引であったとしても、ユーザーからのキャッシュレス決済が、本事業対象加盟店と連携する大企業との売買契約に基づくものとなる場合、決済端末補助及び加盟店手数料補助の対象外となることを予め承諾するものとします。

#### **第12条 本特約の変更**

弊社は、本加盟店規約第2条第3項の定めに従って、本特約の内容を随時変更することができるものとします。

#### **第13条 有効期間**

1. 本特約は、補助金事務局が本事業を終了した場合に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第4条第2項及び第5項並びに第6項、第8条、第9条第3項及び第5項、第10条第2項及び第3項並びに第4項の規定は、補助金事務局が本事業を終了した場合にも、なお存続するものとします。

2019年10月1日制定